

(1) 各種監査の円滑な実施

目標	<p>定期監査及び随時監査に際し、事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。</p> <p>監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘事項や意見要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。</p> <p>事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。</p>
取り組み	<p>年間監査計画に基づく定期監査として、平成29年度は6つの部及び教育機関について、財務に関する事務の執行状況等の監査を行います。</p> <p>また、随時監査は、財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査を行います。</p> <p>住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。</p>

**9月末の
進捗状況**
【〇】

定期監査は総務部と都市整備部に対して4月から実施し、6月29日に監査委員による講評が行われた。現在、社会教育部並びに上下水道事業部及び教育機関の監査を実施中である。

随時監査のうち、工事監査は「市立枚方保育所建設工事」について6月から実施し、9月28日に監査委員による講評が行われた。財政援助団体等監査は、「公益財団法人 枚方市文化国際財団」が選定された。また、同監査に伴う所管部署に対する監査として産業文化部 文化生涯学習室が選定され、いずれも11月から来年2月までの間で実施予定である。

住民監査請求については、却下が1件、棄却が1件である。

(2) 例月現金出納検査、決算審査及び財政健全化法に基づく審査

目標	<p>監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を検査当日、監査委員に報告します。</p> <p>決算審査については、市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。</p> <p>事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。</p>
取り組み	<p>年間監査計画に基づき、例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施します。</p>

9 月末の
進捗状況
【○】

例月現金出納検査については毎月 1 回実施した。

決算審査等は、企業会計については 6 月 29 日から、一般会計・特別会計については 7 月 13 日からそれぞれ実施し、8 月 29 日に市長に決算審査意見書を提出した。併せて、健全化判断比率等審査意見書も提出した。津田、菅原及び氷室の各財産区会計については現在審査中である。